

広告

△市税滞納整理強化期間▽
 夜間・休日に行う電話や訪問による納税催告を強化します。期間中は夜間・休日の納税相談窓口を開設しています。
 11月28日(月)～12月2日(金)午後8時まで。12月3日(土)、4日(日)午前9時～午後4時。



税金

△所 11月14日(月)午後1時30分
 △16、HP
 △11月14日(月)午後1時30分
 △所 11月14日(月)午後1時30分
 △16、HP

△家庭ごみ収集方法などに関するあり方検討委員会の傍聴△

△4894、HP
 △市コールセンター(222)

△袋に入れてください。
 配布窓口△市役所12階環境事業部企画課、区役所(1番)など。
 △市コールセンター(222)

市税条例の改正

■個人市民税

- ①寄附金税額控除の適用下限を2千円に引き下げ。
- ②上場株式の配当などに係る軽減税率の適用期限を平成25年末の支払いまで延長。
- ③非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得などの非課税措置を平成26年から導入。

■法人市民税

- ④法人税割の税率を14.5%とする特例(本則12.3%)を、平成29年1月末まで延長。

■固定資産税・都市計画税

- ⑤市街地再開発事業の施設建築物、高齢者向け優良賃貸住宅などに係る減額措置について、適用期限を平成25年3月末まで延長し、併せて減額対象などを変更。
- ⑥原発事故に係る警戒区域内の住宅用地または家屋に代わる資産を取得した場合の減額措置を実施。

■軽自動車税

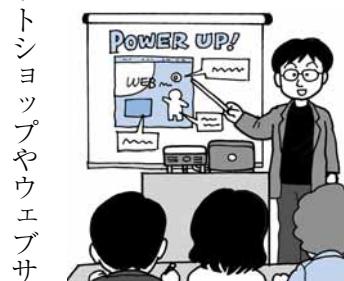
- ⑦警戒区域内にあった自動車に代わる軽自動車などを取得した場合に、平成25年度分までを非課税とするなどの特例を実施。

■その他

- ⑧過料の上限を10万円に引き上げ。たばこ税などの不申告に関する過料(10万円以下)の規定を新設。

△税制課(211-2282)、HP

ウェブサイトパワーアップオープンセミナー



△内 ネットショッピングやウェブサ

△4894

△4996

△市コールセンター(222)

△不動産の公売(入札)△

△HP △問 納税指導課(211)2292

△問 納税指導課(211)2292

△問 納税指導課(211)2292

△問 紳士の事前にご確認ください。

△問 紳士の事前にご確認ください。